ページ	IE	新
	第1編 総論	第1編 総論
106	第2章 予想される災害 12-2 東海地震の危険度の試算 1 概説 略 これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・崖崩れ及び延焼火災に起因す	第2章 予想される災害 12-2 東海地震の危険度の試算 1 概説 略 これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・がけ崩れ及び延焼火災に起因
100	る建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。 略	する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。 略
1 0 7	2 対策の目標値として設定した危険度の概要 ア 地震予知がなく、突然地震が発生した場合 ・物的被害(建物被害) 表中「山・ <u>崖</u> 崩れ」 ・人的被害 表中「山・ <u>崖</u> 崩れ」	2 対策の目標値として設定した危険度の概要ア 地震予知がなく、突然地震が発生した場合・物的被害(建物被害)表中「山・<u>がけ</u>崩れ」・人的被害 表中「山・<u>がけ</u>崩れ」
1 0 8 1 0 9		略 イ 警戒宣言が発せられた後、地震が発生した場合 ・物的被害(建物被害) 表中「山・ <u>がけ</u> 崩れ」 ・人的被害 表中「山・ <u>がけ</u> 崩れ」
1 1 0 1 1 1	<u> </u>	略 12-3 神奈川県西部の地震の危険度の支援 2 危険度の試算 (3) 地震動・液状化等による建物被害 ・物的被害(建物被害) 表中「山・がけ崩れ」 ・人的被害 表中「山・がけ崩れ」 略
	第3章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 13-3 防災関係機関 1 指定地方行政機関 略 (13) 国土交通省関東地方整備局、国土交通省中部地方整備局 略	第3章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 13-3 防災関係機関 1 指定地方行政機関 略 (13) 国土交通省関東地方整備局、国土交通省中部地方整備局 略
1 1 4	<u>イ</u> 応急・復旧 略 <u>ウ</u> 警戒宣言発令時 略	イ 初動対応 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣する。 ウ 応急・復旧 略 工 警戒宣言発令時 略

ページ	旧	新
1 1 4	(14) 国土交通省中部運輸局 略 コ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。	(14) 国土交通省中部運輸局 略 コ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。 カ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に 関する支援のため緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣する。
	(16) 東京管区気象台(静岡地方気象台)略イ 津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報(東海地震に関連する情報を含む。)等の発表又は通報並びに解説略	(16) 東京管区気象台(静岡地方気象台) 略 イ <u>地震動警報(緊急地震速報)、</u> 津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報(東海 地震に関連する情報を含む。)等の発表又は通報並びに解説 略
1 1 5	(17) 第三管区海上保安本部 ア <u>警戒宣言発令時における船舶に対する情報の連絡</u> 、港内における船舶交通の制限、禁止等 イ <u>警戒宣言発令時における海水浴客等に対する情報伝達</u> 略	 (17) 第三管区海上保安本部 ア 船舶に対する東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令の情報伝達、港内における船舶交通の制限、禁止等 イ 海水浴客等に対する東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令の情報伝達 略
1 1 6	3 指定地方公共機関 (10) 西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東 海 略 4 地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者 略	3 指定地方公共機関 (10) 西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東 海支社 略 4 自衛隊 (1) 陸上自衛隊東部方面隊ほか ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 イ 災害時における応急復旧活動 (2) 航空自衛隊第一航空団 (浜松基地) ほか
	第2編 平常時対策	災害時における人命保護のための救援活動 5 地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者 略 第 2 編 平常時対策
1 2 0	第1章 防災思想の普及 21-3 県民に対する防災思想の普及 (1) 一般的な啓発 ア 啓発内容 略 (ケ) 津波危険予想地域、山・ <u>崖</u> 崩れ危険予想地域等に関する知識 略	第1章 防災思想の普及 21-3 県民に対する防災思想の普及 (1) 一般的な啓発 ア 啓発内容 略 (ケ) 津波危険予想地域、山・ <u>がけ</u> 崩れ危険予想地域等に関する知識 略

ページ	旧	新
1 2 1	(7) 相談窓口 県はそれぞれの機関において、所管する事項について、県民の地震対策の相談に積極的に 応ずるものとする。 なお、総括的な事項及び建築に関する事項の相談窓口は次のとおりである。 総括的な事項 <u>防災局、各地域防災局</u> 略	(7) 相談窓口 県はそれぞれの機関において、所管する事項について、県民の地震対策の相談に積極的に 応ずるものとする。 なお、総括的な事項及び建築に関する事項の相談窓口は次のとおりである。 総括的な事項 <u>危機管理局</u> 、各地域危機管理局
123	第2章 自主防災活動 22-3 県、市町の指導及び助成 1 自主防災組織づくりの推進 県は、地域防災局を中心として市町に積極的に協力するとともに、自主防災組織と防災関係団体等による協働を促進し、地域防災力の強化と底上げに努める。 略 3 地域防災指導員制度 市町は、自主防災組織の活性化を図るため、地域防災指導員を選任する。 県は、災害図上訓練 (DIG) をはじめとする研修を実施するなどの方法により、地域防災指導員を養成する。養成後は、市町とともに情報提供などの必要な支援を行う。 略 7 自主防災活動推進委員会 県は、自主防災組織の会長等を委員に選任し、自主防災活動推進委員会を設ける。推進委員会は、自主防災組織への助言・指導、「自主防災」新聞による情報提供、提言等により、自主防災組	係団体等による協働を促進し、地域防災力の強化と底上げに努める。 略 3 地域防災指導員制度 市町は、自主防災組織の活性化を図るため、地域防災指導員を選任する。 県は、 <u>市町と連携して、</u> 災害図上訓練 (DIG) をはじめとする研修を実施するほか必要な情報 の提供を行い、地域防災指導員の育成及び能力向上を図る。 略 7 地域防災活動推進委員会 県は、自主防災組織の会長等を委員に選任し、地域防災活動推進委員会を設ける。推進委員会
1 2 7	織活性化のための業務を <u>行う</u> 。 略 第3章 地震防災訓練の実施 23-3 防災関係機関 略 (4)西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、 <u>株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ</u> 東海 略	織活性化のための業務を <u>推進する</u> 。 略 第3章 地震防災訓練の実施 23-3 防災関係機関 略 (4)西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、 <u>株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社</u> 略
1 3 0	第4章 地震災害予防対策の推進 24-6 地盤災害の予防対策 略 1 山・崖崩れ防止対策の推進 山・崖崩れのおそれのある箇所について、地域住民への土砂災害危険箇所図の配布や急傾斜地 崩壊危険箇所等に土砂災害危険箇所表示板を設置する等により、当該地域の危険性を広報する。 略	第4章 地震災害予防対策の推進 24-6 地盤災害の予防対策 略 1 山・ <u>がけ</u> 崩れ防止対策の推進 山・ <u>がけ</u> 崩れのおそれのある箇所について、地域住民への土砂災害危険箇所図の配布や急傾斜 地崩壊危険箇所等に土砂災害危険箇所表示板を設置する等により、当該地域の危険性を広報す る。 略

ページ	旧	新
1 3 2	2 4 - 8 危険予想地域における災害の予防 1 避難計画の策定 (1)要避難地区の指定 市町長は、「東海地震の危険度の試算」等による地震災害の危険度から判断して、市町地震 防災強化計画において明らかにした、津波の浸水、山・崖崩れ及び延焼火災の発生の危険が 予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。 (2)避難対象地区の指定 市町長は、警戒宣言発令時に避難の勧告・指示の対象とする地域として、要避難地区のうち延焼火災の発生の危険が予想される地域を除く、津波の浸水及び山・崖崩れの発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。 略 2 平常時に実施する災害予防措置 略 (3) 要避難地区のうち、山・崖崩れ危険予想地域については次の予防措置を講ずる。 ア 県及び市町は、協力して、過去の山・崖崩れ災害事例及び現況調査等を参考に、山・崖崩れ危険予想地域図を作成し、住民に適切な方法で広報するとともに、危険箇所について巡回監視に努める。 略 2 4 - 1 2 緊急輸送活動の確保 道路管理者及び港湾管理者は、発災後の道路及び港湾の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。 略	防災強化計画において明らかにした、津波の浸水、山・ <u>がけ</u> 崩れ及び延焼火災の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。 (2)避難対象地区の指定
137	第3編 地震防災施設緊急整備計画 第1章 地震防災施設整備方針 31-1 防災業務施設の整備 2 通信施設及び情報処理体制の整備 地震発生時及び警戒宣言発令時に予想される電話の <u>輻輳</u> 、途絶に対応する情報体制の整備を図 る。 略 31-6 災害応急対策用施設等の整備 1 飲料水・電源等を確保するための施設または設備の整備 飲料水を確保するため、配水池等上水道施設の耐震化及び緊急連絡管並びに緊急遮断弁の整備 を図るとともに、応急対策、避難対策などの拠点施設等に飲料水・電源等を確保するための施設・ 設備、トイレ施設の整備を図る。 略	を図る。 略 31-6 災害応急対策用施設等の整備 1 飲料水・電源等を確保するための施設または設備の整備

	11 円 バンロ・みはり シスロ 日 (2日及)									
ページ	旧									
1 3 9	第2章 地震対策緊急整備事業計画 32-1 防災業務施設の整備 2 通信施設の整備 (2) 整備の水準 市町から地域住民へ的確に情報を伝達するため、津波危険予想地域、山・ <u>崖</u> 崩れ危険予想地域、 市街地を優先して県下全域に無線通信網を整備する。 略									
1 4 2	32-3 緊急輸送路の整備 3 漁港施設の整備 (2) 整備の水準 港湾施設と関連して海路による <u>救援活動</u> を行うのに必要な漁港について、耐震強化岸壁を <u>新</u> 設又は改良する。 略									
1 4 3	3 2 - 4 防災上重要な建物の整備 3 学校施設の整備 略 (2) 整備の水準 公立小・中学校の施設のうち、木造建物については、耐震建築物への改築を、また、鉄筋建 物等については耐震診断の結果により改築、補強を行う。このうち、非木造の屋内運動場の補 強については、 <u>平成18年度より</u> 地震防災緊急事業で実施する。									
1 4 4	(3) 事業総括表									
	事業名事業金概要概算事業費									
	公立小・中学校危険建物 約 310校 改築面積 約 326,763㎡ 百万円 改築事業(木造改築) 41,047 公立小・中学校危険建物 本 町 約 63.4粒 砂笠面積 約 748,675㎡ 134.438									

約 748校 補強面積 約 1,690,109㎡

約1,692校 延面積約 約2,765,547㎡

公立小・中学校危険建物

改築事業(非木造補強) 計 第2章 地震対策緊急整備事業計画

- 32-1 防災業務施設の整備
- 2 通信施設の整備
- (2) 整備の水準

市町から地域住民へ的確に情報を伝達するため、津波危険予想地域、山・<u>がけ</u>崩れ危険予想地域、市街地を優先して県下全域に無線通信網を整備する。

新

略

- 32-3 緊急輸送路の整備
- 3 漁港施設の整備
- (2) 整備の水準

港湾施設と関連して海路による<u>救援活動等</u>を行うのに必要な漁港について、耐震強化岸壁を 整備している。

略

- 32-4 防災上重要な建物の整備
- 3 学校施設の整備
- (2) 整備の水準

公立小・中学校の施設のうち、木造建物については、耐震建築物への改築を、また、鉄筋建物等については耐震診断の結果により改築、補強を行う。このうち、非木造の屋内運動場の補強及び大規模地震の際に倒壊または崩壊する危険性の高い公立小・中学校の施設については、地震防災緊急事業で実施する。

(3) 事業総括表

事業名	事業主体	事	業	既 要			概算事業費
公立小・中学校危険建物 改築事業(木造改築)		約	310校	改築面積	約	326,763m²	百万円 41,047
公立小・中学校危険建物 改築事業(非木造改築)	市町	約	<u>636</u> 校	改築面積	約	<u>753,485</u> m²	<u>125,758</u>
公立小・中学校危険建物 改築事業(非木造補強)		約	<u>755</u> 校	補強面積	約 _	1,694,090m²	<u>58,165</u>
計		約 <u>1,</u>	<u>701</u> 校	延面積約	約 2	<u>2,774,338</u> m²	<u>224,970</u>

17

<u>57,85</u>5

223,330

ページ			旧				(, 1)		2/2 11 12 13 14 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15		新				
1 4 5	5 (3) 事業総括表 ((3) 事業総括表						
	事業名	事業主体	事	業	概	要	概算事業費		事業名	事業主体	事	業	既	要	概算事業費
	<u>中小</u> 河川改修事業等	県	2河川				百万円 7,872		<u>広域</u> 河川改修事業等	県	2河川				百万円 7,872
	総合治水事業	11	1河川				300		総合治水事業	11	1河川				300
	耐震対策河川事業	11	1 0河川				24,823		耐震対策河川事業	11	1 0河川				24,823
	漁港海岸保全事業	11	3海岸	堤防	護岸 延長	長約 4,295m	6,181		漁港海岸保全事業	11	3海岸	堤防護岸	延長約] 4,295m	6,181
	11	市町	9海岸			4,255m	7,399		11	市町	9海岸			4,255m	7,399
	港湾海岸改修事業	県	1 1 海岸 m			15,711	17,798		港湾海岸改修事業	県	1 1 海岸 m			15,711	17,798
	海岸高潮対策事業	11	6海岸			8,129m	7,216		海岸高潮対策事業	11	6海岸			8,129m	7,216
	āt						71,589		≣†						71,589

1 4 6

地震対策緊急整備事業費総括表

(単位:百万円)

			事業主体別内容			
事業名	区分	承認計画事業費	県	市町	その他	
避難地整備		26,199		26,199		
避難路整備		51,235	8,272	40,012	951	
消防用施設整備		49,275		49,275		
	防 災	31,231	31,231			
緊急輸送路整備	改良等	172,346	168,952	3, 394		
	港湾・漁港	9,080	8,632	448		
通信施設整備		5,424	1,134	4,290		
緩衝緑地整備						
病院整備	非木造・改	12,991	1,575	7,484	3,932	
	木造・改	10,322	42	7,539	2,741	
福祉施設整備	非木造・改	15,734	2,129	3,488	10,117	
	非木造・補	2,216	176	1,429	611	
	木造・改	41,047		41,047		
学校設備(小·中)	非木造・改	124,428		124,428		
	非木造・補	<u>57,855</u>		<u>57,855</u>		
津波対策	中小河川	32,995	32,995			
津 波 対 策 	海岸等	38,594	31,195	7,399		
	建設	128,240	128,240			
山崩れ等防止	林野等	57,719	57,719			
	農地等	19,809	16,952	2,857		
合	dž	<u>886,740</u>	489,244	379,144	18,352	

注 この表は、<u>平成19年2月22日、</u>内閣総理大臣の変更承認を得た<u>第3次</u>地震対策緊急整備事業計画である。

地震対策緊急整備事業費総括表

(単位:百万円)

	区分	承認計画事業費	事業主体別内容			
事業名		学	県	市町	その他	
避難地整備		26,199		26,199		
避難路整備		51,235	8,272	<u>42,012</u>	951	
消防用施設整備		49,275		49,275		
	防 災	31,231	31,231			
緊急輸送路整備	改良等	172,346	168,952	3, 394		
	港湾・漁港	9.080	8,632	448		
通信施設整備		5,424	1,134	4,290		
緩衝緑地整備						
病院整備	非木造・改	12,991	1,575	7,484	3,932	
	木造・改	10,322	42	7,539	2,741	
福祉施設整備	非木造・改	15,734	2,129	3,488	10,117	
	非木造・補	2,216	176	1,429	611	
	木造・改	41,047		41,047		
学校設備(小·中)	非木造・改	125,758		<u>125,758</u>		
	非木造・補	<u>58,165</u>		<u>58,165</u>		
迪 油 茹 笠	<u>広域</u> 河川	32,995	32,995			
津波対策	海岸等	38,594	31,195	7,399		
	建設	128,240	128,240			
山崩れ等防止	林野等	57,719	57,719			
	農地等	19,809	16,952	2,857		
合	計	<u>888,380</u>	489,244	380,784	18,352	

注 この表は、平成21年3月6日、内閣総理大臣の変更承認を得た地震対策緊急整備事業計画である。

ページ 旧 新

第3章 地震防災緊急事業五箇年計画

33-2 地域の防災構造化

149 4 共同溝等の整備

(3) 事業総括表

	R 小心 1口 4X	•							
事業	名	事業	主体		事	業	概	要	概算事業費
道路	事 業	県	Į	電線共同溝		4箇所		<u>1,610</u> m	百万円 1,277
街 路	事 業	県・	市	電線共同溝		12箇所		4,393m	1,531
		巿	ī	電線共同溝		2箇所		440m	201
土地区画	画整理事業 政令市		電線共同溝		13箇所		3,080m	665	
		小	計	電線共同溝		15箇所		3,520m	866
まちづくりろ	交付金事業	ŧ	ī	電線共同溝		1箇所		1,140m	480
Ē	-					32箇所	1	<u>0,663</u> m	4,154

- 33-3 緊急輸送路の整備
- 150 2 港湾施設の整備
 - (3) 事業総括表

事	業	名	事業主体	事 業 概 要	概算事業費
港湾	整備	事業	围	3港(耐震強化岸壁3箇所)	百万円 13,880

- 33-4 防災上重要な建物の整備
- 151 2 公立小中学校施設の整備
 - (1) 事業の目的

児童、生徒の生命の安全を確保し、すみやかな教育活動の再開をはかるため、耐震補強計画・設計及び工事を計画的に実施し、学校施設の耐震化を図る。

(2) 整備の水準

公立小中学校の非木造の屋内運動場の補強工事を行う。

(3) 事業総括表

事業名 事業主	事 業	概要	概算事業費
公 立 学 校 施 設 整 備 事	1 <u>28</u> 校(屋内運動場	<u>139</u> 棟)	百万円 <u>8,056</u>

- 第3章 地震防災緊急事業五箇年計画
- 33-2 地域の防災構造化
- 4 共同溝等の整備
- (3) 事業総括表

0 / 于木	- 小0 1口 3人	•				
事業	名	事業主体		事 業	概要	概算事業費
道 路	事業	県	電線共同溝	4箇所	<u>2,145</u> m	百万円 1,277
街 路	事業	県・市	電線共同溝	12箇所	4,393m	1,531
		市	電線共同溝	2箇所	440m	201
土地区画	整理事業	政令市	電線共同溝	13箇所	3,080m	665
		小 計	電線共同溝	15箇所	3,520m	866
まちづくりる	交付金事業	市	電線共同溝	1箇所	1,140m	480
āt				32箇所	<u>11,198</u> m	4,154

- 33-3 緊急輸送路の整備
- 2 港湾施設の整備
- (3) 事業総括表

事	業	名	事業主体	事業概要	概算事業費
港湾	整備	事業	田	3港(耐震強化岸壁 <u>2</u> 箇所)	百万円 13,880

- 33-4 防災上重要な建物の整備
- 2 公立幼稚園・小中学校施設の整備
- (1) 事業の目的

園児・児童、生徒の生命の安全を確保し、すみやかな教育活動の再開をはかるため、<u>耐震補強計画や不適格改築計画の</u>設計及び工事を計画的に実施し、学校施設の耐震化を図る。

(2)整備の水準

公立幼稚園・小中学校の補強工事や改築工事を行う。

(3) 事業総括表

事 業 名	事業主体	事 業 概 要	概算事業費
公 立 学 校 施 設 整 備 事 業	市町	<u>228</u> 校(<u>校舎 80棟、</u> 屋内運動場 <u>160</u> 棟)	百万円 <u>24,181</u>
公 立 幼 稚 園 施 設 整 備 事 業	市町	<u>13園(園舎 13棟)</u>	<u>1,511</u>
<u>計</u>		241校・園(253棟)	<u>25,692</u>

ページ			
•	33-5 災害の防止事業	···	33-5 災害の防止事業
	2 津波による災害の防止		2 津波による災害の防止
1 5 2	(3) 事業総括表		(3) 事業総括表
	宝 業	· 如 西 如今市光樓	事業 東 業 郷 亜 郷質事業費
	事業名事業		主体 事 ** <
	(水 産 庁 所 管) 市 1海岸 堤防護岸 市	10m 百万円 (水門 1基、陸閘 1基) 48	
	(国土交通省港湾局所管) 県 1海岸 堤防護岸		(国土交通省港湾局所管) 県 1海岸 堤防護岸 552m 1,213
	海 岸 環 境 整 備 事 業 (国土交通省河川局所管)		<u>海岸環境整備事業</u> (国土交通省河川局所管) 県 9海岸 635
	津波・高潮危機管理対策緊急事業 県 9海岸	635	津波・高潮危機管理対策緊急事業
	≣†	1,896	計 1,896
	地震防災緊急事業五箇年計画項	事業費総括表	地 震 防 災 緊 急 事 業 五 箇 年 計 画 事 業 費 総 括 表 (単位:百万円)
154		(単位:百万円)	事業主体別内容
	事業名区分計画事業費	事 業 主 体 別 内 容	事業名 区分 計画事業費 国 県 市町 その他
	国		一次避難地(都市公園) 1,882 1,882
	一次避難地(都市公園) 1,882	1,882	選 難 地 一次避難地(区画整理等) 109 106 3
	避 難 地 一次避難地(区画整理等) 109 港 湾 避 難 地 240	106 3	港 湾 避 難 地 240 240 農 道 等 11 11
		11	選 難 路 区 画 整 理 等 10,343 9,878 465
	遊 難 路 区 画 整 理 等 10,343	9,878 465	消 防 用 施 設 河 川 施 設 70 70
	消防用施設河川施設 70	70	消防活動用道路 区 画 整 理 等 2,287 1,936 351
	消防活動用道路 区 画 整 理 等 2,287	1,936 351	農 道 921 921
	農 道 921	921	道 路 9,158 8,380 778
	道 路 9,158	8,380 778	街路 1,561 1,561
	街 路 1,561	1,561	緊急輸送路区 画整理等 3,740 2,495 1,245
	緊急輸送路区	2,495 1,245	潜 第 13,880 13,880
	港 湾 13,880 13,8		交通管制施設 85 85
	漁 港 920 交通管制施設 85	920	道 路 1,277 1,277
	道 路 1,277	1,277	共 同 溝 等 街 路 1,531 468 1,063
	共 同 溝 等 街 路 1,531	468 1,063	区 画 整 理 等 1,346 1,346
	区 画 整 理 等 1,346	1,346	校 舎 13.177 <u>13.177</u> 公立 <u>幼稚園・</u>
	公立小中学校屋内運動場 8.056	8.056	本 立 位 屋 内 里 11,004 11,004 小 中 学校 園 舎 1,511 1,511
	水産庁所管海岸 48	48	水産庁所管海岸 48 48
	津 波 対 策 国土交通省港湾局所管 1,213	1,213	津 波 対 策 国土交通省港湾局所管 1,213 1,213
	国土交通省河川局所管 635	635	国土交通省河川局所管 635 635
	土砂災害対策砂防設備 3,450	3,450	土 砂 災 害 対 策 砂 防 設 備 3,450 3,450
	地域防災拠点施設 津 波 避 難 施 設 430	430	地域防災拠点施設 津 波 避 難 施 設 430 430
	公立学校プール 133 水、自家発電設備等 社会体育プール 332	133 332	公立学校プール 133 水、自家発電設備
	が、日	208	社会体育プール 332 332 都市公園 208 208
	老朽住宅密集対策 区 画 整 理 等 16,419	16,419	老朽住宅密集対策 区 画 整 理 等 16,419 16,419
	<u> </u>	380 19,231 <u>45,110</u> 2,064	合 計 <u>97,921</u> 13.88 19,231 <u>62,746</u> 2.06
	<u> </u>		注 この表は、平成21年3月6日、内閣総理大臣の同意を得た地震防災緊急事業五箇年計画である。

ページ	旧	新
	第4編 地震防災応急対策	第 4 編 地震防災応急対策
1 5 9	第1章 防災関係機関の活動 41-3 防災関係機関 【警戒宣言発令時】 略 1 指定地方行政機関 略 (16) 第三管区海上保安本部 ア 港内在泊船舶に対する東海地震予知情報の伝達 略	第1章 防災関係機関の活動 41-3 防災関係機関 【警戒宣言発令時】 略 1 指定地方行政機関 略 (16) 第三管区海上保安本部 ア 港内在泊船舶に対する東海地震予知情報及び警戒宣言発令の伝達 略
160	2 指定公共機関略(10) 西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海略	2 指定公共機関略(10) 西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社略
1 6 1	第2章 情報活動 42-1 県 1 東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の受理、伝達、周知 (1)消防庁から通知される東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の受理は消防防 災無線電話(地上回線・衛星回線)又は有線電話により、気象庁(静岡地方気象台)から通知 される東海地震注意情報及び東海地震予知情報の受理は防災情報提供 <u>装置</u> 又は有線電話・ FAX(防災行政無線電話)により、警戒本部設置前は <u>防災局</u> において、警戒本部設置後は警 戒本部において受理する。	第2章 情報活動 42-1 県 1 東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の受理、伝達、周知 (1)消防庁から通知される東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の受理は消防防 災無線電話(地上回線・衛星回線)又は有線電話により、気象庁(静岡地方気象台)から通知 される東海地震注意情報及び東海地震予知情報の受理は防災情報提供 <u>システム</u> 又は有線電 話・FAX(防災行政無線電話)により、警戒本部設置前は <u>危機管理局</u> において、警戒本部設置 後は警戒本部において受理する。
165	第4章 自主防災活動 【東海地震注意情報発表時】 略 5 東海地震注意情報発表時に、津波・山崖崩れの危険が予想される避難対象地区内の災害時要援護者が避難を開始する場合にあっては、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施する。なお、避難の実施にあたっては、市町や避難地の施設管理者等と十分な連携を確保する。	時要援護者が避難を開始する場合にあっては、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避
166	【警戒宣言発令時】 6 避難活動 (1) 避難行動 ア 津波、山・ <u>崖</u> 崩れ等危険予想地域の住民等に対して市町長等の避難勧告又は指示を伝達 し、危険予想地域外のあらかじめ定められた避難地へ避難させる。避難状況を確認後市町 に報告する。	【警戒宣言発令時】 6 避難活動 (1) 避難行動 ア 津波、山・ <u>がけ</u> 崩れ等危険予想地域の住民等に対して市町長等の避難勧告又は指示を伝達し、危険予想地域外のあらかじめ定められた避難地へ避難させる。避難状況を確認後市町に報告する。

0 38	于一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个	VIII VIII VIII VIII VIII VIII VIII VII
ページ	旧 ···	新
	略 The state of	略
	第9章 交通の確保活動	第9章 交通の確保活動
	計画作成の主旨	計画作成の主旨
1 7 1	警戒宣言発令時の陸上交通及び海上交通の混乱を防止し、避難の円滑な実施と地震防災応急対	警戒宣言発令時の <u>陸上交通、海上交通及び航空交通</u> の混乱を防止し、避難の円滑な実施と地震
	策に係る緊急輸送を確保するため、 <u>車両、船舶又は歩行者</u> に対し、必要な交通規制を実施する。	防災応急対策に係る緊急輸送を確保するため、 <u>車両、船舶、航空機又は歩行者</u> に対し、必要な交
	また、東海地震注意情報発表時においては、社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合	通規制を実施する。
	は、必要に応じて交通規制を実施する。	また、東海地震注意情報発表時においては、社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合
		は、必要に応じて交通規制を実施する。
	49-2 海上交通の確保対策	49-2 海上交通の確保対策
	略	略
1 7 3		49-3 航空交通の確保対策
		【東海地震注意情報発表時】
		空港管理者は、警戒宣言が発令された場合に適切な対応が図られるよう、次に掲げる措置を講
		<u>ずる。</u>
		<u>(1) 空港の運用は、継続する。</u>
		(2) 空港利用者及び空港施設内事業者に対して、東海地震注意情報が発表された旨を伝達する。
		(3) 警戒宣言が発令された場合に速やかな空港の運用休止が行えるように、要員の確保、緊急
		車両及び保安車両の点検整備、工事の中止、火気取扱いの原則中止など必要な措置を講ずる。 【数式 中でであるは】
		【警戒宣言発令時】
		空港管理者は、警戒宣言が発令された場合は、次の措置を講ずる。 (1) 緊急輸送等の機能を除き、航空機の離着陸の原則禁止等の制限を行うとともに、空港への
		<u>(1) 紫志軸医等の機能を除さ、航空機の離有陸の原則景正等の制限を行うこともに、至後への</u> 入場制限等を実施し、緊急輸送等の機能を確保する。
		(2) 空港利用者及び空港施設内事業者に対して、警戒宣言が発令された旨を伝達するとともに、
		公共交通機関の運行停止等の情報を提供する。
	 第10章 地域への救援活動	第10章 地域への救援活動
	【警戒宣言発令時】	【警戒宣言発令時】
	410-1 食料及び日用品の確保	410-1 食料及び日用品の確保
	2 警戒宣言発令時に県、市町及び防災関係機関等がとる措置	2 警戒宣言発令時に県、市町及び防災関係機関等がとる措置
1 7 4	(2) 市町	(2) 市町
	ア 津波、山・崖崩れ等危険予想地域住民で非常持出しができなかった者や県外の旅行者等	ア 津波、山・がけ崩れ等危険予想地域住民で非常持出しができなかった者や県外の旅行者
	に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じた時は、備蓄した緊急物資を配分し、又は緊	等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じた時は、備蓄した緊急物資を配分し、又は
	急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して、配分する。	緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して、配分する。

ページ	旧	新
176	第11章 県有施設設備の防災措置 2 公共施設等 東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、港湾、漁港、河川、海岸、ため池、 道路、砂防等、工事中の施設等、庁舎については、職員等の安全を配慮し概ね次の措置を講ず るよう努める。 略 【東海地震注意情報発表時】 略	第11章 県有施設設備の防災措置 2 公共施設等 東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、港湾、漁港、河川、海岸、ため池、道路、砂防、空港等、工事中の施設等、庁舎については、職員等の安全を配慮し概ね次の措置を講ずるよう努める。 略 【東海地震注意情報発表時】 略 (9) 静岡空港 第9章「交通の確保活動」の49-3「航空交通の確保対策」の【東海地震注意情報発表時】 に準じる。
178	【警戒宣言発令時】 略	【警戒宣言発令時】 略 (<u>9)静岡空港</u> 第9章「交通の確保活動」の49-3「航空交通の確保対策」の【警戒宣言発令時】に準じ る。
179	第12章 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置 計画の内容 【東海地震注意情報発表時】 略 4 通信(西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、 <u>株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコ</u> <u>モ東海</u>) 略	
180	【警戒宣言発令時】 略 4 通信(西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、 <u>株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコ</u> <u>モ東海</u>) 略	警戒宣言発令後の空港の運用休止 (緊急輸送等を除く) 等についても周知する。(2) 警戒宣言発令時の空港の運用休止 (緊急輸送等を除く) 等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、滞留旅客等の避難方法、必要な資機材の確認などの準備的措置を講ずる。【警戒宣言発令時】略4 通信 (西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社)略14 静岡空港 (1) 航空機の離着陸を原則禁止し、旅客等に対して警戒宣言発令及び空港の運用休止 (緊急輸
		送等を除く)、公共交通機関の運行停止等を周知する。 (2) 滞留旅客等が発生した場合は、あらかじめ決められた避難地等へ避難させるなど必要な措置を講じる。

ページ	旧	新
184	第13章 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策 計画の内容 4 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業 (大規模地震対策特別措置法第7条第1項第3号に掲げる事業所) 【東海地震注意情報発表時】 第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】7 鉄道、8バス、10旅客船に準ずる。	第13章 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策計画の内容 4 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業 (大規模地震対策特別措置法第7条第1項第3号に掲げる事業所) 【東海地震注意情報発表時】 第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】7 鉄道、8バス、10旅客船、13静岡空港に準ずる。
184	【警戒宣言発令時】 第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】7鉄道、8 バス、10旅客船に準ずる。 略	【警戒宣言発令時】 第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】7鉄道、8 バス、10旅客船 <u>、14静岡空港</u> に準ずる。 略
187	第14章 県が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策 【東海地震注意情報発表時】 2 施設の特性に応じた主要な個別事項 病院、学校、社会福祉施設において計画すべき対策の基本的な考え方は、第13章の規定に準ずる。 略	第14章 県が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策 【東海地震注意情報発表時】 2 施設の特性に応じた主要な個別事項 病院、学校、社会福祉施設、空港等において計画すべき対策の基本的な考え方は、第13章の 規定に準ずる。 略 (5)静岡空港 ア 警戒宣言発令時における空港の運用休止の準備 イ 滞留旅客の避難先の確保と移送方法
187	【警戒宣言時】 略 2 施設の特性に応じた主要な個別事項 病院、学校、社会福祉施設において計画すべき対策の基本的な考え方は、第13章の規定に準ずる。 略	【警戒宣言発令時】 略 2 施設の特性に応じた主要な個別事項 病院、学校、社会福祉施設、空港等において計画すべき対策の基本的な考え方は、第13章の規定に準ずる。 略 (5) 静岡空港 ア 空港の運用休止措置 イ 滞留旅客の避難先の確保と移送方法
192	第5編 災害応急対策 第1章 防災関係機関の活動 51-3 防災関係機関 1 指定地方行政機関 (16) 東京管区気象台(静岡地方気象台) ア 津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報(東海地震予知情報を含む。)等の発表又は通報並びに解説	第 5 編 災害応急対策 第 1 章 防災関係機関の活動 5 1 - 3 防災関係機関 1 指定地方行政機関 (16) 東京管区気象台(静岡地方気象台) ア <u>地震動警報(緊急地震速報)、</u> 津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報(東海地震予知情報を含む。)等の発表又は通報並びに解説

ページ	IΠ	新
193	略 2 指定公共機関 略 (10) 西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東 <u>海</u> 略	略 2 指定公共機関 略 (10) 西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東 海支社
194	第2章 情報活動 52-2 情報の内容等 1 県 (1) 地震情報等の受理、伝達、周知 ア 国(気象庁)から伝達される地震情報、気象情報、警報等(以下「地震情報等」という。)は 災害対策本部(災害対策本部設置前においては警戒本部又は <u>防災局</u>)で受理する。	第2章 情報活動 52-2 情報の内容等 1 県 (1) 地震情報等の受理、伝達、周知 ア 国(気象庁)から伝達される地震情報、気象情報、警報等(以下「地震情報等」という。)は 災害対策本部(災害対策本部設置前においては警戒本部又は <u>危機管理局</u>)で受理する。
	52-3 情報の収集 1 県 略	52-3 情報の収集 1 県 略
196	(3)職員派遣による収集 ア 方面本部は大規模地震発生後、直ちに職員を市町に派遣し、市町より被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。 イ 公共土木施設等の被害状況等の情報の収集 公共土木施設等の管理者は、あらかじめ定める計画に基づき、現地に職員を派遣し道路、港湾及び漁港等の被害状況の情報を収集する。 略	(3)職員派遣による収集 ア 方面本部は大規模地震発生後、直ちに職員を市町に派遣し、市町より被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。 イ 公共土木施設等の被害状況等の情報の収集 公共土木施設等の管理者は、あらかじめ定める計画に基づき、現地に職員を派遣し道路、港湾、漁港及び空港等の被害状況の情報を収集する。 略
	第3章 広報活動53-1 県1 広報事項略	第3章 広報活動 53-1 県 1 広報事項 略
198		(3) 電気、ガス、水道、電話、鉄道、 <u>道路、空港等</u> の被害状況 略
2 0 1	第4章 緊急輸送活動 54-1 県 3 緊急輸送体制の確立 (3) 航空輸送体制 ア 輸送施設の確保 (ア) 災害対策本部は、航空緊急輸送計画を作成するため、自衛隊に要請し浜松基地、静浜基地、 板妻駐屯地の利用可能状況を把握する。 略 (エ) 必要に応じて、 静岡空港(予定地)及び 三保飛行場の利用可能状況を把握する。	第4章 緊急輸送活動 54-1 県 3 緊急輸送体制の確立 (3) 航空輸送体制 ア 輸送施設の確保 (7) 災害対策本部は、航空緊急輸送計画を作成するため、 <u>静岡空港の利用可能状況を把握すると</u> ともに、自衛隊に要請し浜松基地、静浜基地、板妻駐屯地の利用可能状況を把握する。 略 (エ) 必要に応じて、三保飛行場の利用可能状況を把握する。

ページ	旧	新
	(4) 燃料確保対策 略 イ 航空機の燃料 県の所有する防災へリコプター及び他の都道府県からの応援へリコプターの災害応急対策 活動等のため必要な燃料については、あらかじめ業者等と締結した協定に基づき確保に努め る。 略 第7章 避難活動 57-1 避難対策 1 避難対策の基本方針	
209	(1) 地震災害発生時においては、津波、山・ <u>崖</u> 崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、 的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外に おいても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。 略 3 避難のための勧告及び指示 (1) 勧告・指示の基準	(1) 地震災害発生時においては、津波、山・ <u>がけ</u> 崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、 的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外に おいても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。 略 3 避難のための勧告及び指示 (1) 勧告・指示の基準
209	略 工 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。この場合、自衛官は、直ちに避難の措置を講じた旨を <u>防衛庁長官</u> の指定する者に報告する。 略	官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。この場合、自衛官は、直ちに避難の措置を講じた旨を <u>防衛大臣</u> の指定する者に報告する。
2 1 1	7 避難の方法 (1) 要避難地区で避難を要する場合 イ 津波危険予想地域及び山・ <u>崖</u> 崩れ危険予想地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直 ちに自主的に安全な場所へ避難する。 略	7 避難の方法 (1) 要避難地区で避難を要する場合 イ 津波危険予想地域及び山・ <u>がけ</u> 崩れ危険予想地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。 略
2 1 1	57-2 避難所の設置及び避難生活 2 避難所の設置及び避難生活 (2) 設置場所 ア 津波や山・ <u>崖</u> 崩れの危険のない地域に設置する。 略	57-2 避難所の設置及び避難生活 2 避難所の設置及び避難生活 (2) 設置場所 ア 津波や山・ <u>がけ</u> 崩れの危険のない地域に設置する。 略
2 1 4	第9章 交通の確保対策 計画策定の主旨 災害応急対策及び災害応急復旧対策を円滑に行うため、 <u>陸上及び海上交通</u> 機能の早期回復、混 乱の防止等交通確保対策の概要を示す。	第9章 交通の確保対策 計画策定の主旨 災害応急対策及び災害応急復旧対策を円滑に行うため、 <u>陸上、海上及び航空交通</u> 機能の早期回 復、混乱の防止等交通確保対策の概要を示す。

ページ	[H	新
	IH	**** *** *** **** **** **** **** **** **** **** **** **** **** *** *** **** ***
	59-1 陸上交通の確保 7 県知事又は県公安委員会による緊急通行車両の確認等 略	59-1 陸上交通の確保 7 県知事又は県公安委員会による緊急通行車両の確認等 略
2 1 5		(2) 緊急通行車両の確認事務手続き 略
	ウ 警戒宣言発令時に交付した <u>標章</u> 及び緊急輸送車両確認証明書は、地震発生後においては、「災害対策基本法施行令」第33条第2項の規定による <u>標章</u> 及び緊急通行車両確認証明書とみなす。 略	
2 1 6		略 59-3 航空交通の確保
216		1 情報の収集 空港管理者は、滑走路、誘導路、エプロン及び航空保安施設等の空港施設の被害状況、航空機の被害状況、空港利用者の被災状況等空港内及び空港周辺の状況についての情報収集を行う。 2 空港の運用制限 (1) 空港管理者は、滑走路、誘導路、エプロン及び航空保安施設が被害を受け、航空機の離着陸の安全を阻害するおそれが生じるときは、直ちに運用を一時休止し、航空機の離着陸の原則禁止等の制限を行う。 (2) 空港管理者は、空港の安全を図るため、空港利用者の混乱防止及び避難誘導、空港への入場制限等必要な措置を講ずる。 3 空港機能確保の措置 (1) 県は、東京航空局等関係機関と相互に連絡し、空港機能の確保について必要な調整を行う。 (2) 空港管理者は、空港機能を確保するため、障害物の除去、応急修理等の応急措置を講ずる。
2 1 6	第10章 地域への救援活動 計画作成の主旨 日常生活に支障をきたした、り災者等に対して行う食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資 及び燃料の確保、医療救護活動、保健、衛生等の確保活動、 <u>死体</u> 捜索、応急住宅の確保並びにボ ランティア活動への支援について県、市町、自主防災組織、県民等が実施する対策を示す。 略	
2 2 9	第13章 県有施設及び設備等の対策 略 513-1 県防災行政無線 略 4 市町及び他機関端末局 (1)端末局に障害がある場合は、 <u>基盤</u> 交換による応急措置を行い、通信の確保を図る。 略	第13章 県有施設及び設備等の対策 略 513-1 県防災行政無線 略 4 市町及び他機関端末局 (1)端末局に障害がある場合は、 <u>基板</u> 交換による応急措置を行い、通信の確保を図る。 略

ページ	IΒ	新
2 3 1	5 1 3 - 3 公共施設等略	513-3 公共施設等 略 10 静岡空港 第9章「交通の確保対策」の59-3「航空交通の確保」に準じる。
2 3 2 2 3 3	第14章 防災関係機関等の講ずる災害応急対策 514-4 通信 2 <u>株式会社エヌ・ティ・ドコモ東海</u> 略	第14章 防災関係機関等の講ずる災害応急対策 514-4 通信 2 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社 略 514-10 静岡空港 1 空港管理者は、空港施設の点検巡視を行い、被害箇所を迅速に把握する。 2 空港管理者は、空港機能を早期に確保するため、応急工事を実施する。
2 3 7	第6編 復旧・復興対策 第1章 防災関係機関の活動 61-4 防災関係機関 1 指定地方行政機関 略 (16) 東京管区気象台(静岡地方気象台) 津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報(東海地震予知情報を含む。)等の発表又は通報並びに解説 略	第6編 復旧・復興対策 第1章 防災関係機関の活動 61-4 防災関係機関 1 指定地方行政機関 略 (16) 東京管区気象台(静岡地方気象台) <u>地震動警報(緊急地震速報)、</u> 津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報(東海地震 予知情報を含む。)等の発表又は通報並びに解説 略
2 3 8	2 指定公共機関 (5) 日本銀行 略 オ 各種金融 路 (10) 西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ディ・ドコモ東 海 略	2 指定公共機関 (5) 日本銀行 略 オ 各種措置に関する広報 略 (10) 西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、 <u>株式会社エヌ・ティ・ディ・ドコモ東海支社</u> 略

ページ	旧	新
!	第8章 被災者の生活再建支援	第8章 被災者の生活再建支援
!	68-4 雇用対策	68-4 雇用対策
!	2 県	2 県
2 4 9	(1)雇用状況の把握	(1) 雇用状況の把握
!	<u>子</u> 県内の主要企業と業界団体の雇用調整の有無等について状況を把握する。	県内の主要企業と業界団体の雇用調整の有無等について状況を把握する。
,	<u>イ 市町等のデータを定期的に集計し、県全体の雇用状況を把握する。</u>	
	略	略
!		
!		
!		
!		
!		
!		
!		
!		
!		
!		
!		
!		
!		
!		
!		
!		
!		
!		
!		
!		
!		
!		
!		
!		
!		
,		
,		
]		
,		